「旅客の携帯品」とは、旅客が個人的に所有するものであるか否かを問わず、旅客の乗船する船舶と同一の船舶で当該旅客のために輸送される財産（通貨を含めることができる。）をいう。ただし、物品の運送契約その他類似の合意に基づいて輸送されるものでないことを条件とする。

「港」とは、積込み、積卸し並びに船舶の修繕及び投びょうのために通常使用されている港、係留施設、沖合の係留施設、造船所、修繕のための場所若しくは停泊地又は船舶が立ち寄ることができるその他の場所をいう。

「郵便物」とは、運送用の船舶による輸送のために郵政当局から引き渡され、かつ、当該船舶の寄港地における郵政当局への引渡しが予定される通信文その他の物をいう。

「公的機関」とは、国内の機関又は公務員であって、この附属書に定める標準規定及び勧告規定のいずれかに関連を有するその国の法令の適用及び実施について責任を有するものをいう。

「引取りの許可」とは、税関当局が、通関が行われている物品を関係者の処分に委ねることを許可する行為をいう。

「安全上の措置」とは、不法行為を摘発し、及び防止するため、船舶内、港の区域及び施設の安全並びに国際的なサプライチェーンの中で移動する物品の安全を向上させるための国際的な合意に従って作成され、及び実施される措置をいう。

「船舶の代理人」とは、港において船舶の所有者又は傭船者（本人）を代理する者をいう。代理人は、指示を受けた場合には、港と共同して着岸並びに全ての関連する港におけるサービス及び管理サービスを手配し、船長及び乗組員の要求に配慮し、並びに本人に代わって貨物の積卸し及び受領を行うとともに港及び他の当局と共同して当該船舶の入出港手続（適当な文書の準備及び提出を含む。）を行うことにつき、当該本人に対して責任を負う。

「船舶所有者」とは、船舶を所有し、又は運航する者（人、会社その他の法律上の主体のいずれであるかを問わない。）及び船舶の所有者又は運航者のために行動する者（船舶の代理人を除く。）をいう。

「船舶の書類」とは、船舶が国際規則又は国内規則を遵守していることを示すため、当該船舶の船長が提示することができるようにしなければならない証書その他の書類をいう。

「船舶の装備品」とは、船舶内で使用するために当該船舶内にある物品（船舶の予備部品を除く。）であって、取り外し可能であるが消耗品としての性質を有しないもの（救命艇、救命装置、家具、船舶の装備用具、これらに類する物その他船舶に附属する物品を含む。）をいう。

「船舶の予備部品」とは、修繕又は交換のために船舶に取り付ける物品であって、当該船舶に積載されているものをいう。

「船用品」とは、船舶内で使用するための物品（消耗品、旅客及び乗組員に販売するために積載される物品並びに燃料及び潤滑油を含み、船舶の装備品及び船舶の予備部品を除く。）をいう。

「荷送人」とは、荷送人として又は運送人と運送契約を締結する者（若しくは自己の氏名により若しくは自己の代理により運送契約が締結された者）として船荷証券又は運送状に記載されている者をいう。荷送人は、発送人と称することもある。

「上陸許可」とは、港における船舶の停泊中に乗組員が上陸するための許可（公的機関が地理的又は時間的な制限を決定する場合には、その制限の範囲内のもの）をいう。

「シングルウィンドウ」とは、この条約の対象となる標準化された情報を単一の窓口に提出することを可能とする設備をいう。

「密航者」とは、船舶所有者又は船長若しくは他の責任を有する者の同意を得ることなく、船舶内に隠れ、又は船舶に積み込まれる予定の貨物の中に隠れていた者であって、当該船舶の出港後に当該船舶内で発見され、又は到着港における貨物の積卸しの際に当該貨物の中から発見され、船長により密航者として適当な当局に通報されたものをいう。

「一時輸入」とは、輸入税の納付について条件付で全面的又は部分的な免除を受け、かつ、経済的理由に基づく輸入の禁止又は制限の適用を受けることなく、物品を関税領域に持ち込むことのできる税関手続をいう。当該物品は、特定の目的のために輸入されなければならず、かつ、当該物品を使用することによる通常の価値の低下を除くほか、いかなる変更も加えられることなく、一定の期間内に再輸出することが予定されていなければならない。

「到着時刻」とは、びょう泊する場合であるか着岸する場合であるかを問わず、船舶が港において最初に停止する時をいう。

「運送書類」とは、船舶所有者と荷送人との間の運送契約を証明する書類（海上運送状、船荷証券又は複合運送書類等）をいう。

B　一般規定

この附属書の規定は、第五条(2)の規定に関連して、公的機関が、詐欺の疑いがある場合に必要な適当な措置（追加の情報を要求することを含む。）又は公の秩序、公安若しくは公衆衛生に対して重大な危険となる特別な問題（例えば、海上交通の安全に対する不法な行為並びに麻薬及び向精神薬の不正取引）に対処するため若しくは動物若しくは植物に影響を及ぼす疾病若しくは有害動植物の侵入若しくはまん延を防止するための適当な措置（追加の情報を要求することを含む。）をとることを妨げるものではない。

1.1　標準規定

公的機関は、いかなる場合にも、不可欠な情報のみの提出を要求し、及び情報の項目の数を最少限にとどめる。

1.1.1　削除

1.2　勧告規定

公的機関は、この附属書において一定の目的のための書類がそれぞれ別個に規定され、かつ、要求されている場合においても、その書類に記入することを要求される者の利益及びその書類を使用する目的に留意して、実行可能であり、かつ、相当の簡易化がもたらされるときは、同一の者により提出される二以上の書類の一の書類への統合について定めるべきである。

1.3　勧告規定

安全上の目的又は麻薬の取引を防止する目的のために締約国政府がとる措置及び手続は、効果的なものとすべきである。そのような措置及び手続（例えば、危険度に応じた管理及び情報の相互確認）については、船舶及び船舶内の人又は財産に対する妨げを最小限のものとし、かつ、それらに対して不必要な遅滞が生ずることを防止するような方法で実施すべきである。

C　情報の電子的な交換のための制度

1.3の二　標準規定

公的機関は、二千十九年四月八日までに、情報の電子的な交換のための制度を定めるために必要な全ての措置をとる。

1.3の三　標準規定

公的機関は、通関、出入国又は入出港の手続を支援するために情報の電子的な交換のための制度を導入する場合には、当該制度の要件に係る必要な情報を船舶所有者その他の関係当事者に提供し、及び当該制度の利用を義務的なものとするための移行期間は、当該制度の導入の日から十二箇月以上とする。

1.3の四　勧告規定

公的機関は、移行期間において、通関、出入国又は入出港の手続のために要求する情報につき、電子的形態による提出及び書面による提出の双方を認めるべきである。